

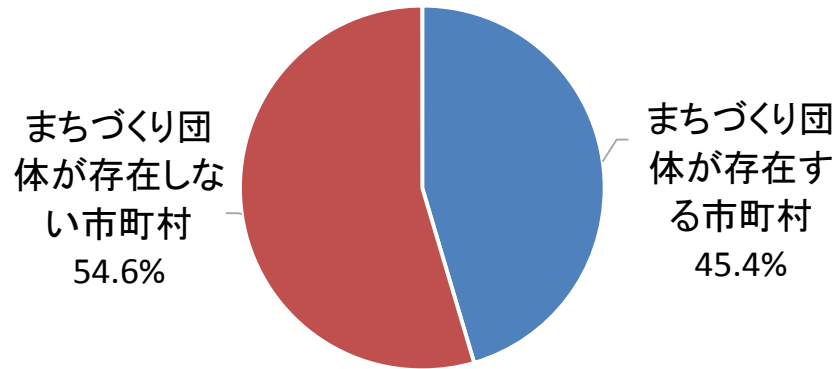
地域再生エリアマネジメント負担金制度について

平成30年6月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

- 近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大しており、全国の約半数の市町村において民間のまちづくり団体が活動している。
- エリアマネジメント活動の内容は多岐にわたるが、その中には賑わいの創出等を通じて地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の実現に寄与する活動もあり、こうした活動を促進していくことが必要。

【まちづくり団体が存在する市町村の割合】



※国土交通省都市局が、平成28年3月に全国1,741市町村に対して実施したアンケート調査による。

【エリアマネジメント団体の主な活動内容】

※3つ以内の複数回答

選択肢	割合
イベント、アクティビティ	55.1%
防災・防犯、環境維持	36.2%
まちづくりルール等	30.5%
情報発信	26.8%
公共施設・公共空間の整備・管理	25.1%
民間施設の公的利活用による地域の魅力・価値、利便の増進	10.6%

※京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部のアンケート調査（平成27年7月）による。調査対象は、都市再生整備計画を策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村（計826市区町村、1524地区）。

- エリアマネジメント団体の収入源としては、自治体からの補助金・委託金、会員等からの会費、イベントの開催等による自主財源、が挙げられる。
- しかしながら、約3分の1のエリアマネジメント団体が、財源不足を課題として認識しており、エリアマネジメント活動を促進する上では、財源の安定的な確保を図る必要がある。

【エリアマネジメント団体の主な収入源】 ※複数回答

選択肢	割合
自治体からの補助金、委託金等	56.1%
会員や地権者等からの会費その他の出捐金	40.6%
団体の自主財源（イベントなど）	36.6%
寄付金	7.5%
その他	9.1%

【エリアマネジメント団体が直面している主な課題】

選択肢	割合
人材面の課題（エリマネを担う人材の不足等）	42.7%
財政面の課題（財源の不足、収入源の限定等）	33.5%
認知面の課題（地域への認知不足）	8.8%
制度面の課題（許認可手続等の負担）	6.1%
その他	9.0%

※京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部のアンケート調査（平成27年7月）による。調査対象は、都市再生整備計画を策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村（計826市区町村、1524地区）。

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会

検討会の目的

地域における良好な環境の形成、地域の価値の維持・向上、地域の稼ぐ力を高めるための官民連携したエリアマネジメント活動等について、その役割や課題を整理するとともに、BID(Business Improvement District)やTID(Tourism Improvement District)を含む海外の先進事例や国内の取組事例から示唆を得つつ、我が国におけるエリアマネジメントの推進方策について検討を行う。

検討体制

構成員：伊藤達也 内閣府大臣補佐官

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局

参加省庁：国土交通省・経済産業省・総務省

意見聴取を行った有識者・地方公共団体関係者：

青山 公三 龍谷大学政策学研究科教授、京都府立大学京都政策研究センター長

柏木 宏 大阪市立大学大学院創造都市研究科教授

小林 重敬 横浜国立大学名誉教授

坂井 文 東京都市大学都市生活学部教授

御手洗 潤 京都大学経営管理大学院特定教授

田中 義人 倶知安町議会議員

寺本 謙 大阪市都市計画局開発調整部長

スケジュール

平成28年3月から6月にかけて、計4回検討会を開催

⇒平成28年6月30日に中間とりまとめ

「中間とりまとめ」とそれ以降の検討

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会 中間とりまとめ(平成28年6月30日)

- ① 定量的な目標の設定(KPI)及び効果の「見える化」の推進
- ② **関係者の合意形成の促進、合意の継続性の確保**
 - ・ハードとともにプロモーション等のソフトの取組みについて、関係者が協定等により内容、費用負担等について合意し、合意形成後に関係者が変動した場合も合意の継続性を確保しつつ、合意に基づき費用を負担する等の仕組みについて検討する。
- ③ **公共性、公益性が高い活動に対する公的関与、費用徴収**
 - ・公共性、公益性が高いエリアマネジメント活動について、行政の認定、行政計画への記載等公的な位置付けを付与し、それを支援する仕組みについて検討する。
 - ・地方自治法の分担金制度については、同法の趣旨に合致するものであれば地方公共団体の判断により、ソフトの取組みも含めエリアマネジメントに要する費用を分担金として徴収することが可能であることを明確化する。
- ④ 公共空間等の利活用による財源の確保
- ⑤ エリアマネジメント団体への資金提供の促進
- ⑥ 地方創生カレッジ等による専門的な人材の育成・確保
- ⑦ 地方創生推進交付金等による先駆的な取組みへの支援
- ⑧ 官民の協議会の設置等による官民連携の推進

エリアマネジメント活動の財源確保策について、内閣官房・内閣府において検討を継続

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版) (平成29年12月22日閣議決定)

「中間とりまとめ」に基づき、フリーライダー(エリアマネジメント活動に対する会費を負担しないにもかかわらず、活動により利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。

地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設(平成30年6月1日公布・施行)

市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設

地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

平成30年地域再生法改正関係
平成30年6月1日公布・施行

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※B I D…Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

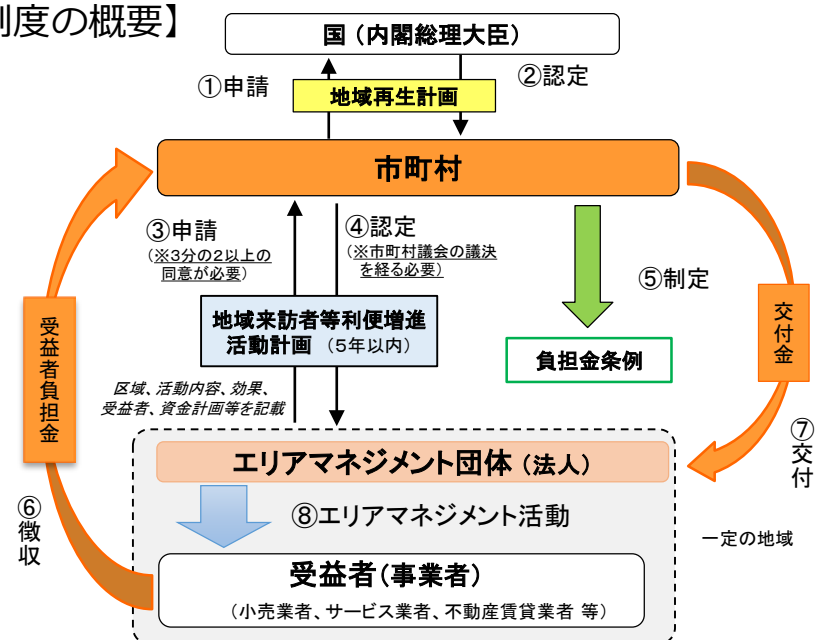


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

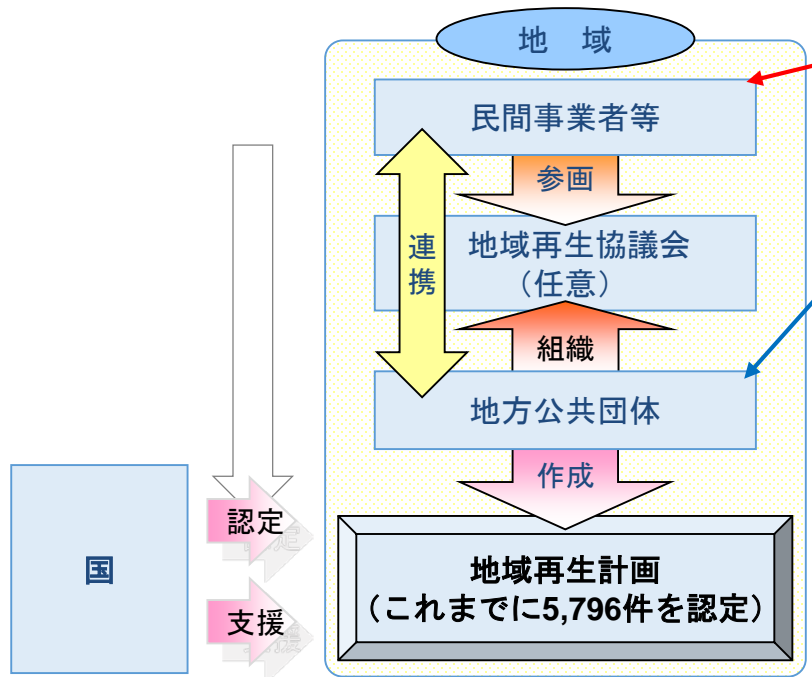
なぜ地域再生法にエリマネ負担金制度を位置付けたのか

○地域の賑わい創出等に資するエリマネ活動は、就業機会の創出や経済基盤の強化を通じて地域再生を実現することから、エリマネ活動の促進は、民に委ねるのではなく、官民が連携して取り組むことが必要。

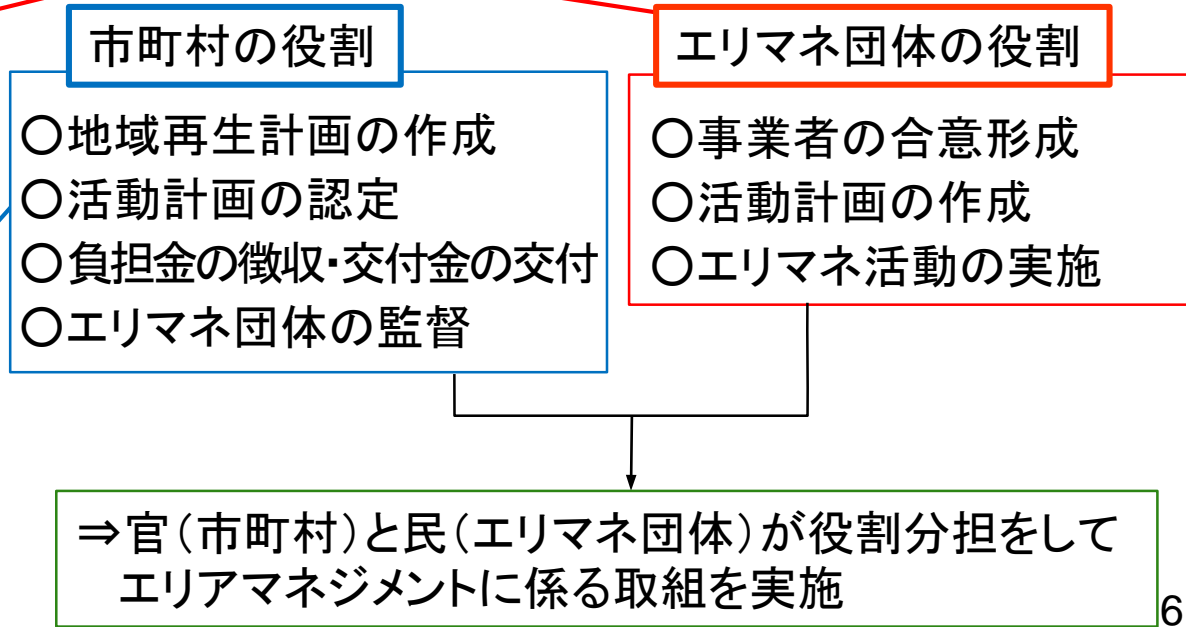
○地域再生法は、地方公共団体が行う地域再生に寄与する自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援する法律。また、民間事業者を含めた地域の関係者が参画する協議会制度を設けるなど、**官民連携**による取組を推進している。

⇒地域再生法に位置付けることで、官民が連携してエリマネ活動の促進に取り組むスキームを構築。

【地域再生計画のスキーム】



【市町村とエリマネ団体の役割分担】



受益者負担金制度とは

○受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

【既存の法令の例】

- 道路法・河川法等、公物管理法を中心として、様々な法令に位置付け
- 特に、**都市計画法**の受益者負担金制度、**地方自治法**の分担金制度を活用した**下水道整備に係る受益者負担金**は数多くの自治体で活用（平成27年度末時点で1281団体にて活用）

【参考】下水道整備に係る受益者負担金制度の考え方

- ・下水道事業により公共下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上する
- ・その結果として、当該地域の資産価値が増加する
- ・また、資産価値の増加という利益を受ける者の範囲は、公共下水道が整備される地域として明確である

→**受益者負担金制度が馴染む**

※具体的な制度の内容は各自治体の条例に委ねられるが、標準的な考え方は以下の通り。

○賦課対象区域： 公共下水道の排水区域

○受益者の範囲： 公共下水道の排水区域内の土地の所有者（ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用貸主又は貸借人）

なぜ、税ではなく受益者負担金制度なのか

○受益者負担金制度は、地域の関係者から法令に基づき金銭を徴収するという点で租税と共通するが、以下のような性質の違いがある。

	租税	受益者負担金
活動により利益を受ける者（受益者）の範囲	かなり広範囲にわたる	特定の集団に明確に限定される
個々の受益者の受益の評価	個々の者ごとの受益を厳格には評価し難い	個々の者ごとに明確に評価しうる

※「昭和46年政府税制調査会基本問題小委員会取りまとめ」を元に作成



- エリアマネジメント活動は、
 - ・活動による受益が、市町村内の一定の地域内の事業者に帰着するという点において、受益者の範囲が明確である
 - ・その受益の程度についても、売上の増加等により定量的に評価し得る

○また、我が国における先行的な取組である、「大阪版BID」においても、地方自治法の受益者負担金制度を採用している



エリアマネ団体の財源確保策として、受益者負担金制度を採用することとした

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動（総論）

受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

受益を定量的に金銭的価値として評価できることが必要

賑わいの創出等により事業者の事業機会の拡大や収益性の向上といった
経済効果が生じる活動(地域来訪者等利便増進活動)を対象

【条文：法第5条第4項第6号】

・・・地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの
(=地域来訪者等利便増進活動)

イ 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動

ロ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動（各論）

対象となる活動は、地域の実情に応じたケースバイケースとなるが、例えば以下のような活動は、一般的に、負担金制度の対象になりうると考えられる。

○来訪者や滞在者の利便の増進に資する施設や設備の設置・管理に関する活動



サイクルポートの設置



オープンスペースの活用



巡回バスの運行

○来訪者や滞在者を増加させるための活動



イベントの開催



情報発信

○賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備や清掃活動



イベント開催に伴う巡回警備

負担金の徴収の対象となる「事業者」

受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度



徴収の対象となる事業者に
エリマネ活動による受益があることが必要

・・・自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者
又は滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う
事業者が集積している地域において・・・当該地域来訪者当利便増進活動により利
益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、・・・【法第5条第4項第6号】

【対象となる事業者の例】

① 小売・サービス事業者⇒徴収対象

(理由)来訪者等の増加で事業機会が拡大し、売上の増加が期待できるため

② 不動産貸付事業者⇒徴収対象

(理由)テナントの売上高の増加により貸付を行っている不動産の賃料の上昇が期待できるため

※ 例えば、一般的には、当該地域内に総務・人事・経理等の管理部門のみを有している事業者、素材メーカーや卸売事業者などのBtoBの事業者は対象外

※どのような事業者から負担金を徴収するかは、エリアマネジメント団体が地域の事業者の同意を得ながら作成する計画の内容によって決まってくるため一概には言えない

エリマネ負担金制度における実施主体

- エリマネ負担金制度では、エリマネ団体は、負担金を徴収した市町村から交付金の交付を受け、その交付金に基づき、エリマネ活動を行うこととなる。このため、交付金を適正に管理、執行する体制を整えるとともに、エリマネ団体内での責任関係等が明確であることが必要。
- そこで、エリマネ負担金制度では、その実施主体を、**法人格を有するエリマネ団体**に限定することとした。

【実施主体】（地域再生法第5条第4項第6号）

- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・一般社団法人、一般財団法人
- ・その他の営利を目的としない法人
- ・地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社